質問第九九号

傷病手当金と老齢年金との調整に関する再質問主意書

出者 西村智奈美

提

傷病手当金と老齢年金との調整に関する再質問主意書

令和元年十一月十一日提出の質問第七一号「傷病手当金と老齢年金との調整に関する質問主意書」に対す

る令和元年十一月二十二日付けの答弁書について質問する。

一について

齢年金の裁定請求及び未支給年金の請求を行わないと遺族年金の裁定請求を受け付けられない」と指導が ることとなるので、 手前年金事務所の窓口において、 答弁書では、 年金事務所の窓口において適切に対応しているとしているが、質問主意書に記載した、大 その請求はしない」と申し出たにもかかわらず、 「亡くなった者の未支給年金を受給したら傷病手当金との調整が 「亡くなった者が繰り下げていた老 行わ n

一について

あ

0

たが、

こういった対応は適切なのか否か回答いただきたい。

年金裁定請求及び未支給年金の請求事務を、 1 るが、 答弁書において「不利益な負担」 質問主意書の一に 「年金事務所の窓口において、 および 「負担分についての救済」 法的根拠がないにもかかわらず、 遺族年金の裁定請求 の意味が不明であり回答不能として 遺族年金の裁定請求者の意 の際に、 その配偶者 \mathcal{O} 老齢

と明記している。そういった年金窓口の不適切な対応の結果、傷病手当金と未支給年金との調整が 求を行うことにより税金や社会保険料の負担が増えることや傷病手当金との調整がされるなどの不利益 思を確認しないまま、 たことにより生じる税金や社会保険料の 機械的にセットで行っていることについて、老齢年金裁定請求及び未支給年金の請 「負担分についての救済」を行うべきと述べているものであり、 た行われ

その質問の趣旨に対する回答になっていないので改めて回答いただきたい。

以降の との の負担をさせたケースがこれまでにもあったのではないかと疑われるため、 そのうえで、このような年金事務所の不適切な窓口対応により本来支払わなくてよい税金や社会保険料 調整を行った件数と金額」についての調査を行うべきではないのか。 「傷病手当金と老齢年金の調整を行った件数と金額」 および、 「そのうち傷病手当金と未支給年金 政府の見解を求める。 平成十二年の健康 保険法改正

三について

ができるとき」になることについての根拠について説明しておらず、 を支分権 答弁書において、 の存在が確定しているか否かにより判断するとしているが、 健康保険法第百八条第五項の 「老齢退職年金給付の支給を受けることができるとき」 調整の基準を「裁定請求の有無」で 支分権の存在が 「支給を受けること

て全国健康保険協会と日本年金機構との間の照会事務を変更する必要はないとの回答は、不適当ではない はなく、 「年金支給の有無」 に改めるべきであるのではないかとの質問の回答になっていない。 したが 0

か。

四について

的 と 問主意書にお 通 的 行わないことを指摘 \mathcal{O} 回答は、 に ているのであって、 の目的」 質問主意書において、 としているとの 平成十二年の健康保険法 ついて述べているに過ぎず、 を理由に併給調整を行う必要があるとの回答は、 支分権と傷病手当金の いて①の繰り下 してい 理由で調整するのは不適当であると述べているにもかかわらず、 答弁書 傷病手当金と老齢年金は、 、るのは、 $\overline{\mathcal{O}}$ げた老齢年金との調整を行わないこと、 の改正以前は、 回答は指 調整 在職中と退職 「所得補償」 の関係について述べているに過ぎず、 摘 している矛盾についての合理性の 退職後の傷病手当金と老齢年金の調整を行っていなかったこ 後の違い を併給調整 「保険事故が異なる」にもかかわらず くについ 質問に対する回答になってい の理由としていることに対しての矛盾を指 ての説明になってい ②の在職 2 ある回答になってい \tilde{O} 中の傷病手当金との 回答 ない。 は 「所得保障という共 ない。 さらに指 傷病手当金 「所得補償を目 また、 な 調整 摘 する \mathcal{O} 質 (1)目 摘 を

とについても「所得保障という共通の目的」を理由に併給調整を行うとする説明と矛盾するのではない

か。改めて回答を求める。

右質問する。